

高岡地区広域圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例

平成16年3月30日条例第2号

改正 平成17年11月1日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項の規定により同条第7項に準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出（以下「設置届」という。）及び同条第7項の規定による設置届の記載事項の変更に係る届出に際し、高岡地区広域圏事務組合理事長（以下「理事長」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）を縦覧に供する場合の手続並びに利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する場合の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 報告書等の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条に規定するごみ焼却施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示等)

第3条 理事長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧に供する場所
- (2) 縦覧に供する期間
- (3) 施設の名称
- (4) 施設の設置場所
- (5) 施設の種類
- (6) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (7) 施設の能力
- (8) 実施した生活環境影響調査の項目
- (9) 意見書の取扱いその他必要な事項

2 前項第2号に規定する縦覧に供する期間は、告示の日から1月間とする。

(縦覧の手続)

第4条 報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、次に掲げる事項を記載した縦覧申込書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 住所（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地）

(縦覧者の遵守事項等)

第5条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 理事長は、前項の規定に違反した縦覧者に対し、縦覧の停止又は禁止を命ずることができる。

(意見書の提出)

第6条 第3条第1項の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、当該告示による報告書等の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、理事長に意見書を提出することができる。

(意見書の記載事項)

第7条 前条の規定により意見書を提出しようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 住所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地）
- (3) 施設の名称
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

(環境影響評価との関係)

第8条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は富山県環境影響評価条例（平成11年富山県条例第38号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、この条例に定める手続（次条に規定するものを除く。）を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第9条 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を、高岡地区広域圏事務組合を組織する市以外の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が、高岡地区広域圏事務組合を組織する市以外の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、高岡地区広域圏事務組合を組織する市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(細則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日組条例第4号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。